間連結貸借対照表」、「第２の３　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、「第２の４　中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第２の５　中間連結株主資本等変動計算書」、「第２の６　中間連結基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

第１　［略］

第２　中間連結財務諸表

１　［略］

２　中間連結貸借対照表

年度中（　　年　　月　　日現在）中間連結貸借対照表

［(1)・(2)　略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［(1)・(2)　略］

(3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）第199条から第204条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［(4)～(15)　略］

(16)　ストック・オプションに関する事項（連結財務諸表規則第212条及び第213条の規定に準じて記載すること。）

(17)　企業結合に関する事項（連結財務諸表規則第214条から第216条まで、第219条、第220条、第222条、第253条及び第280条の規定に準じて記載すること。）

(18)　事業分離に関する事項（連結財務諸表規則第217条、第218条及び第221条の規定に準じて記載すること。）

［(19)・(20)　略］

［３～７　略］

［(3)・(4)　略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［(1)・(2)　略］

(3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表規則第199条から第204条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［(4)～(12)　略］

結貸借対照表」、「第２の３　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、「第２の４　中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第２の５　中間連結株主資本等変動計算書」、「第２の６　中間連結基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

第１　［同左］

第２　［同左］

１　［同左］

２　［同左］

年度中（　　年　　月　　日現在）中間連結貸借対照表

［(1)・(2)　同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　［同左］

［(1)・(2)　同左］

(3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第11条の２から第11条の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［(4)～(15)　同左］

(16)　ストック・オプションに関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「中間連結財務諸表規則」という。）第17条の２及び第17条の３の規定に準じて記載すること。）

(17)　企業結合に関する事項（中間連結財務諸表規則第17条の４から第17条の７まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第42条及び第62条の３の規定に準じて記載すること。）

(18)　事業分離に関する事項（中間連結財務諸表規則第17条の８、第17条の９及び第17条の12の規定に準じて記載すること。）

［(19)・(20)　同左］

［３～７　同左］

［(3)・(4)　同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　［同左］

［(1)・(2)　同左］

(3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第11条の２から第11条の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［(4)～(12)　同左］